これまでの検討会における主なご意見

■e ラーニングを適用する場合の基本的な考え方

【e ラーニングの適用の可否について】

- オンデマンド時代を考えれば活用は必然的と考える。
- e ラーニングは何度でも視聴できるため復習が可能というメリットもあり、 適用は可能なのではないか。

【eラーニングの適用の範囲について】

- 講習会を受講できない理由として、教員養成する場所が限られていること や未受講教員が多いことから、教員に必要な最低限の知識の教授に e ラーニ ングを活用してはどうか。
- 看護教員に必要なマインドを伝えることが大きな要素であり、講習のすべてを e ラーニングで実施することは難しい。
- 専任教員としての成長という観点からは、集合研修において理論と実践を 連動させる学習機会を持つことが重要で、その方が専任教員としてより成長 できるのではないか。

【教育全般を通して必要となることついて】

○ 教育の過程において人間と人間との関係をどのように担保するかが重要であり、その関係がなければ内容が良くても学習が続かないのではないか。

1. e ラーニングを導入する上での課題と方策

(1) 効果的な e ラーニングシステムの構築について

- 学習の質を担保するためには、受講生の成績もデータとして残り、教員が 指導に活用できるLMS(ラーニングマネジメントシステム)が必要。
- 理論と実践を連動させるため、e ラーニングでは対面して討論する方法の代わりにBBS(電子掲示板)システムを活用し「つぶやき」を行う等、受講生の視野を広げるために多様な視点からの意見交換ができる機会を持つことが必要である。
- e ラーニングを継続するためには、講師をグループ化してチームティーチングや組織化した中で、学生に対する1対1の関係を担保することが必要ではないか。
- e ラーニングでは、講師がどのように黒板を使ったり、戸惑ったり、考えたりしているかを生の形で学生に伝えることや、学生からのフィードバックに対して直接応えることができるようにすることも必要である。
- パワーポイントを中心にした e ラーニングは、演習前に予め学習して、スキルを確認する場合などは、効果がある。

(2) 学習効果の高いコンテンツの作成について

【コンテンツ作成の基本的な考え方について】

- e ラーニングのコンテンツ制作担当者は「教員が実現したい授業」となるように、コンテンツ提供の形態などについて努力する必要がある。
- 演習に e ラーニングを導入した場合、内容によりコンテンツの作り方が異なる。

【熊度の育成に関する授業内容のコンテンツ作成上の留意点について】

- 態度の育成というような到達目標を置く場合は、内容だけではなく「演者 としての教員」を見ることができるようにコンテンツを作れば、ある程度情 動的なもの、教員の教育内容の理解の仕方や伝え方が伝わるのではないか。
- 教育学部における教員教育では、教室を「現場」に近づける工夫をしており、知識の提供だけではなく、良い例、悪い例などを示しながら意味づけや縁取りをして「知識」を得ることができるように進める。e ラーニングでも抽象化していく時にこぼれ落ちてしまいがちなマインドを拾う作業が必要である。
- e ラーニングでは例えば、「栄養価」だけではなく「おいしい」とか「食べると自分の身になる」などという情意的なメッセージを付加しながら情報提供することを大事にするべきではないか。

【技術的な観点から配慮するべき事項について】

- 講師が画面中央で解説するコンテンツは、内容を捉えにくい。
- 音声や画面の中での講師の位置などもコンテンツのわかりやすさの要因である。

【コンテンツ改善の基本的な考え方について】

- 学習効果を高めるためには、随時授業評価に基づく教育内容の改善が必要だが、e ラーニングの場合は、コンテンツ作成まで多くの人が関わるため、授業評価を共有して頻繁にコンテンツを改良するのは難しいのではないか。
- コンテンツの改善は、画面が講師とパワーポイントで構成される場合には 映像を全て撮り直すことが必要となるが、パワーポイントのみの場合は、比 較的修正がしやすい。

【コンテンツと講義時間の考え方について】

- 講義をそのままコンテンツ化すると講義の時間は変わらないが、単位の実質化をふまえてコンテンツ上で課題を提示し、課題に取り組む時間を含めた時間を単位認定の時間数に含めて換算すればよいのではないか。
- 講義を視聴しているだけの時間ではなくて、どれだけ学生が取り組んでいるかが図れるようなことをすれば、集合研修における時間数の考え方と e ラーニング適用科目の1単位の時間数の考え方が異なってもよいのでないか。

(3) 受講者の意欲を高めるサポート体制について

【サポート体制の必要性について】

- e ラーニングは自己管理しなければ学習時間が保障されない。受講生が職務 を行いながら受講できるかどうかが課題である。
- e ラーニングは、受講者が能動的でモチベーションが高くないとうまくいかない。 受講者が能動的に学習し、創造的な思考ができる仕組みが必要ではないか。
- 教員として伸びていくには、自分の認識不足、力量不足を理解し、それを 踏み台にして、もっといろいろな人の話を聞いて、考え方の違いやずれがあ ったり刺激し合ったりしながら、それを自分の内側にどんどん吸収していく 学び方がよいので、e ラーニングを使いながらも、それができるような保障 をする必要があるのではないか。
- 早稲田大学では e ラーニングで学ぶ学生を支援するため、教員の補佐的役割を担うものとして、修士以上の学位を取得している者を教育コーチとして

配置し、メールなどで学生の質問に答えている。また、教員は学生のモチベーションを上げたり、レポートに対する解説を行うなどの役割を果たしている。

【Skype、BBSの活用について】

- Skype などいろいろなテレビ会議システムを使えば、複数の受講生が画面で 議論することはきるが、時間を共有することが前提になるので、スケジュールの調整が難しい。
- BBSを使う場合も、1週間単位でのディスカッションになるため、非常に効率は悪い。

【学習コミュニティの有効性と育成について】

- 長期間のスクーリングが無理でも、例えば土・日に短期間だったら集合できるのであれば学習コミュニティをつくり交流することができるのではないか。
- 教育内容と直接関係なくても、学習コミュニティの育成を支援することによって、e ラーニングでは補完できないところができているのではないか。
- 最近の教育方法学では、「正統的周辺参加」、つまりある状況の中に参加することが大切だと言われている。状況の雰囲気や空気を味わいながら成長するような学習コミュニティの雰囲気がないと先へ進まないのではないか。

2. e ラーニングを適用する教育内容の考え方

- 基礎分野に e ラーニングを適用するのであれば、必須の授業内容を決めるか、 できる限り多数の授業内容に e ラーニングを適用して選択制にすればよい。
- e ラーニングは「教育分野」に導入可能ではないか。「専門分野」については、受講生同士が話し合いながら学ぶことで学習効果をあげる。
- 看護論や看護教育課程、看護教育方法は現場で学生や教員とのやり取りの 中で学ぶべき内容ではないか。
- 講習会の到達目標から見たときに、看護学生のレディネスに応じた教育実践力、看護教育の計画などの到達目標に関連した授業内容については e ラーニングでは難しいのではないか。

3. e ラーニングと集合研修の組合せ方について

- e ラーニングによる演習も可能ではあるが、その場合、スクーリングや オンデマンド授業と対面授業を組合せる工夫が大切である。
- 講習会の基本の考え方としては、e ラーニングのみならず集合研修も必要なのではないか。
- e ラーニングと集合研修の組合せ方も課題である。

4. e ラーニングを適用した場合の評価について

- e ラーニングで予習をしてスキルの確認をするような授業の場合には、対面 のみでの実施と異なり、疑問についてその場で質問することができない。そ のため、流しっ放し見せっ放しではなく、フィードバックを行ったり、課題 の理解度をチェックしている。
- e ラーニングの適用により、一方的に講義を聴くような場合、受講生の質問 内容やその内容と講義の関連性、質問の仕方などをどのように評価するか考 えなければならない。
- コンテンツを改善することによって質問が減少したという例があったが、 授業における講師と受講生とのやり取りは大切であり、質問は評価の要素に なるのではないか。
- e ラーニングを適用するか否かにより評価方法が決まるのではなく、それ ぞれの科目の目標に応じた評価の方法を考えればいいのではないか。
- 多様な評価方法、例えば、通常の学習活動と総括的な評価を組合せて行え ばよいのではないか。
- BBSの発言内容やスクーリングでの参加度、口頭諮問等の評価など一人 ひとりに対して細やかな対応が必要である。
- 評価は、ログイン記録は実際に視聴していなくても簡単に残るので、見て いないと解答できないようなテストを実施するのが良い。

5. 講習会の実施方法に関する課題について

【教育進度表、教育計画に係る課題について】

○ 演習を通してさらに自分の課題を見つけることができるような教育の方法 や学習の順序性について検討が必要である。

【開催主体に係る課題について】

- 講義を e ラーニング、演習を都道府県が実施する場合は、都道府県の役割、 関わり方を考えなければならない。
- 専門科目において、講義は e ラーニング、演習を都道府県が実施する場合 の評価や修了認定は都道府県が実施しにくいのではないか。

【複数年での履修に係る課題ついて】

○ 受講生が十分な学習時間が確保できないことが想定される中、複数年での 履修も可能とするのかの検討も必要なのではないか。

6. その他

- 行政資料、白書以外の著作物や資料等をインターネットを通じて送信する場合は、「公衆送信権」に抵触するため、利用の許諾が必要となる。許諾の費用が巨額になる場合がある。
- e ラーニングが導入されれば、既に専任教員として仕事をしている人も、 基礎的な内容を再確認するなど補完的に使えるのではないか。